



กรมการจัดหางาน
Department Of Employment

僱用局

外国人の就労許可

仏歴2551年(2008年)外国人労働法に基づき、外国人が就労するには登録官から許可を得ることである。登録官とは、雇用局長または局長の提案に基づいて大臣が使命した公務員である。

外国人 タイ国籍のない者

就労 報酬やその他の利益のためか否かを問わず
肉体や知識を持って働くこと。

許可証 就労許可証

外国人の種類

9条と11条（技術者・専門家）

- タイに居住している外国人
- 暫時入国を許可された外国人（Non-Immigrant B）
（観光ビザやトランジットビザではない）

外国人の資格

1. タイに居住している、またはNon-Immigrant Bビザを持って一時的な滞在許可を得ている。（観光ビザやトランジットビザ（Tourist/Transit）ではない。）
2. 申請した職種に関する知識と能力を持つ。
3. 狂人、精神異常者ではない。ハンセン病、危険な時期の結核、症状の出た象皮病（フィラリア症）、麻薬中毒やアルコール中毒者、第3期の梅毒にかかった者ではない。
4. 申請日より1年間遡って、入国法や外国人労働法に関する法令違反による禁固刑を受刑した者ではない。

就労許可証の発給基準

1. 国際地域統括本部

(International Headquarters: IHQ)

タイ国内または海外における関連企業または支店に特定サービスを提供するため、タイの法律で設立された会社である。また、国際貿易センター（ITC）業務を行うことも含める。

就労許可証発給数の上限は、10人まで。

ただし、外国人を10人超雇用する場合、そのIHQが前年度タイ国へ税金を300万バーツ以上払っていれば、就労許可証発給数を必要性と適性に応じて検討する。

就労許可証の発給基準

2. 国際貿易センター

(International Trading Centers: ITC)

海外の法律で設立された法人に対し、商品、原材料、部品を購入・販売、ならびに貿易に関連するサービスの提供を目的とする、タイの法律で設立された会社である。

就労許可証発給数の上限は、10人まで。

ただし、外国人を10人超雇用する場合、そのITCが前年度タイ国へ税金を300万バーツ以上払っていれば、就労許可証発給数を必要性と適性に応じて検討する。

就労許可証の申請

1. 一時滞在許可 (Non-Immigrant) を取得し、既に入国した外国人：Tor Thor. 1書式を用いて申請する。

所要時間：1勤務日

2. 入国していない外国人：

- 1) 一時滞在許可 (Non-Immigrant Visa) を取得するために、居住している国にあるタイ国大使館または領事館に連絡する。
- 2) その外国人の雇用主がTor Thor. 3書式を用いて申請する。
- 3) その外国人が許可通知書をもってNon-Immigrant Visaを取得し、（雇用主が通知書を受けてから）30日間以内でタイに入国する。

所要時間：1勤務日

就労許可証の期限

- 必要性と適性に応じる。
- 雇用証明書または雇用契約書に基づく。
- 1回につき2年まで。

連絡先

申請者の職場が立地している地域にて申請。

バンコク

- 外国人労働者管理部（労働省雇用局）

Mit-maitree road, Dindaeng, Bangkok 10400

バンコク以外

- 各県の雇用事務所

お問い合わせ：熟練工外国人労働者課

ホームページ wp.doe.go.th

TEL 0 2245 2745, 0 2248 7202